

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則の一部改正の概要

健康福祉部障害者福祉推進課

1 改正の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑が創設されることから、千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和45年千葉県規則第21号）の様式について、関係する部分を改正する。

2 改正内容

- （1）第13号様式 千葉県心身障害者扶養年金証書（第5条第2項）
「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改正する。
- （2）第28号様式 年金支給停止事由発生・消滅届出書（第12条第1項第4号）
「懲役・禁固の刑」を「拘禁刑」に改正する。

3 施行期日

令和7年6月1日